

## 裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第11回）議事概要

### 1 日時

平成23年2月7日（月）午後3時から午後5時10分まで

### 2 場所

最高裁判所図書館特別研究室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，岩橋義明，内田伸子，小野正典，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），  
龍岡資晃，榊井成夫

（オブザーバー）

三好幹夫（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

山崎敏充事務総長，植村稔刑事局長，本田能久総務局参事官

### 4 進行

#### (1) 岩橋委員あいさつ

懇談会の開催に当たり，新たに参加することとなった岩橋委員から，あいさつがあった。

#### (2) 裁判員裁判の実施状況等について

植村刑事局長から，資料2に基づき，平成21年5月21日から平成22年11月末までの裁判員裁判の実施状況についての報告がされた。

また，平成23年用の裁判員候補者名簿記載通知の発送状況，裁判員候補者から返送された調査票の返送・回答状況及び裁判員候補者専用コールセンターの運用結果について，次の説明がされた。

- 裁判員候補者名簿登録数（全国計）31万5940人のうち，死亡等により裁判員候補者名簿から消除された32人を除いた31万5908人に裁判員候補者名簿記載通知を発送したところ，調査票を返送された方の総

数は12万2222人（全体の38.7%）であり、前年を若干上回る返送率となっている。

- 定型的辞退事由の申出は、年齢70歳以上を理由とするものが総数の66.6%を、重い疾病又は傷害を理由とするものが総数の29.5%をそれぞれ占めており、前年の傾向と大きな変化はない。
- 参加が困難である月の申出数は、前年と同様、3月、2月、4月の順に多い。
- 裁判員候補者専用コールセンターの運用結果について、平成22年11月13日から同年12月11日までの約1か月間に、裁判員候補者名簿記載通知の発送数の約8.2%に当たる2万5930本の電話があった。相談内容は、前年と同様、辞退事由や調査票に関する質問が大半を占めている。

さらに、裁判員制度の運用に関する国民一般の意識調査の第2回目が、第1回目と同様、全国125地点、約2000人を対象に実施されたことが報告された。

### (3) 裁判員法103条による実施状況の公表項目案について

植村刑事局長から、裁判員法103条に基づく裁判員法の実施状況に関する資料の公表（以下「103条公表」という。）における公表項目について、現在、103条公表の対象となっていない項目で、司法統計年報等、他の公表資料に掲載されている統計データを、103条公表で網羅的に把握できるようにするため、以下の3つの公表項目を追加するとともに、控訴審における審理には裁判員は関与しないが、第一審が裁判員裁判によって審理・判決された事件について、第一審・控訴審を通じた審理期間を、裁判員制度施行前と比較できる図表（「控訴審における終局人員の審級別平均審理期間の推移」）を参考として掲載する旨説明がされた。

- 係属期間別未済人員

- 裁判員裁判対象事件の公判手続概況データ（受理から公判までの期間）
- 庁別・終局区分別の終局人員

（椎橋座長）

「控訴審における終局人員の審級別平均審理期間の推移」は、控訴審における終局人員が少ない現時点では意義が乏しいかもしれないが、今後、終局人員が蓄積されれば、有益な資料となっていくであろう。

（今田委員）

裁判員制度施行後の控訴審の平均審理期間や控訴率は、裁判官による裁判の場合と比較して、今後変化が生じると予想されているのか。

（植村刑事局長）

理想的な裁判員裁判では、公判前整理手続で争点及び証拠を絞り、審理も集中的に行われることから、その結果として作成される判決書も、一般的にはコンパクトなものになる。そして、そのような事件が控訴され、控訴審が第一審判決の当否を審査するという事後審査に徹すれば、控訴審の審理期間は短縮化することが予想される。裁判員制度施行後の変化については、今後の動向を見守る必要がある。

（榎井委員）

裁判員制度施行後、検察官控訴が減少しているのではないかと。

（植村刑事局長）

検察官控訴の推移に絞った統計は持ち合わせていない。

（岩橋委員）

私も検察官控訴の推移に絞った数値は持ち合わせていないが、裁判員制度施行後の検察官控訴はおそらく10件に満たないのではないかと。もっとも、これが少ないといえるかは評価の分かれるところであろう。

（椎橋座長）

終局人員が未だ少ない現状では控訴率は安定しないだろうから、控訴率に

関する評価を行うのは時期尚早である。

事務局説明に係る4項目の追加については、特に異論はないか。

(異議なく了承された。)

(4) 裁判員経験者の意見交換会について

植村刑事局長から、資料3に基づき、平成22年10月12日から同年12月20日にかけて、東京地裁ほか7か所の地方裁判所で実施された裁判員経験者の意見交換会について、その趣旨、実施状況、意見交換会で述べられた裁判員経験者の感想・意見等の概要について報告がされ、その後、資料3の別紙の内容を以下の3パートに分け、それぞれのパートについて意見交換が行われた。

【選任手続及び審理についての感想・意見等について】

(榊井委員)

裁判員経験者の発言を興味深く拝見したが、意見交換会に出席した裁判員経験者は、具体的にどのようにして選んだのか。

(植村刑事局長)

基本的には、各庁において、裁判員裁判終了時に、裁判員経験者の中から参加者を募集し、一定数の参加希望者が確保できた段階で開催日時を定め、更に希望者の中から無作為抽選で6ないし8名を選出したものと思われる。

(榊井委員)

そうすると、各庁とも、複数の裁判員裁判における裁判員経験者の中から、抽選を行って参加者を選出したということか。

(植村刑事局長)

そのとおりである。

(榊井委員)

裁判員裁判の担当裁判官が司会を行っている例もあるようだが、その裁判官と同じ裁判体を構成していた裁判員が参加した意見交換会もあるのか。

(植村刑事局長)

そのような意見交換会もあり得る。例えば刑事部の数が少ない地裁本庁での意見交換会などにおいては、そのようなこともあると思う。

(小野委員)

各庁における裁判員経験者の意見交換会は、いつごろ企画されたのか。

(植村刑事局長)

例えば東京地裁の場合、昨年の8月頃までに企画し、同年9月頃から参加者の募集を開始したと聞いている。

(龍岡委員)

意見交換会への出席を希望した裁判員経験者の割合は分かるのか。

(植村刑事局長)

意見交換会は各庁において実施しているため、最高裁では、出席希望者の割合までは把握していない。

(小野委員)

裁判員経験者の意見交換会は、今後も継続して行われるのか。

(植村刑事局長)

今後も継続して実施される予定である。

(榊井委員)

死刑事件等、重大事件を担当した裁判員経験者のみによる意見交換会を実施する予定はあるのか。

(植村刑事局長)

現在のところその予定はない。

(山崎事務総長)

そのような意見交換会が実施できれば、貴重な御意見をうかがう機会になり得るが、特定の事件についての意見交換会となってしまう可能性に留意が必要である。

(小野委員)

例えば、長期間の審理・評議を行った事件の裁判員経験者の意見をうかがうという視点からの意見交換会は考えられないか。

(山崎事務総長)

各庁の工夫で様々な形態の意見交換会があり得ると思うが、御指摘のようなある特定のテーマに絞った意見交換会を企画する場合には、御協力いただける方をどの程度確保できるのかという点など、様々な要素について十分な考慮が必要だろう。

(酒巻委員)

弁護士及び検察官の訴訟活動についても様々な感想・意見等が述べられているので、小野委員及び岩橋委員に御意見や御感想をうかがいたい。

(小野委員)

弁護士に対して色々な意見が述べられているが、弁護士の弁護活動には、なお相当のばらつきがあると感じている。弁護活動が一定の水準に達していない弁護士が、一部ではあるが、なお存在するのが現状ではないか。弁護士の選任名簿の整備や選任方法については、各地で工夫されつつあるものの、なお不十分な点もあるし、選任された弁護士の活動の在り方についても、研修等を行っているが、不十分な点はある。

(岩橋委員)

検察官の訴訟活動に対しては、全般的に好意的な評価をいただいているが、証拠が少し絞られすぎているという感じを受けたとの意見もあるので、今後も様々な工夫を試みたい。

また、前回の懇談会で、冒頭陳述が詳しすぎるのではないかと指摘を受けた。確かに、必要以上に詳細な冒頭陳述も一部に見られるので、そのような冒頭陳述については改善する必要があるが、立証責任を負う検察官としては、必要な情報は裁判員に的確に示す必要があるので、冒頭陳述をどこまで簡潔なものにすべきかについては、引き続き検討していきたい。

(内田委員)

全体的に、弁護人により一層の努力を促す発言が多い印象である。弁護人がメモに記載されている内容を上から順に説明していたとの発言があるが、書面に記載した書き言葉をそのまま読み上げても聞き手には内容が伝わらない。プレゼンテーションに関する講習等をより一層充実させる必要があるだろう。

(今田委員)

弁護活動の在り方は、具体的な事件の個性に応じて事件の数だけ存在するので、いわゆるマニュアル化に馴染むものではないとも思うが、弁護士会では、そのような弁護活動の特性を踏まえつつ、裁判員裁判における弁護活動の在り方について、どのような取組がされているのか。

(小野委員)

今田委員の御指摘のとおり、弁護活動の在り方は具体的な事件によって異なるものと考えられるが、どのような事件であっても、当該事件についてのポイントは何なのか、そのポイントを裁判体に具体的にどのようにアピールしていくべきなのか、そのためにはどのような準備を重ねて審理に臨むべきなのか、という点が重要であることは変わらない。弁護士会では、ケース・セオリーと呼んでいるが、この種の事件では一般にこの種の事実が重要なポイントとなる、そのポイントをこういう証拠に基づいてこのような方法でアピールすれば、裁判員に十分に理解されて判決に反映されるのだ、という研修や研究会を実施している。もっとも、これらの研修等については参加義務を課しておらず、実務上も、このような弁護方針を定めず、従来どおりの手法で書面を朗読したりして、何をアピールしているのか判断者に伝わりにくい事例もあり、全国的にはばらつきが見られるので、このような研修等をこれからも継続的に実施していかなければならないと考えている。

(今田委員)

裁判員裁判においては、裁判員が、当事者の主張の中で裁判の結果に結び

付く重要なポイントが何であるかを的確に理解することが重要だと思う。弁護人の主張立証が分かりにくいという裁判員経験者の意見は、弁護人の話そのものが分かりにくかったという趣旨ばかりではなく、弁護人の主張立証が、その事件の争点や裁判の結果との関係で具体的にどのように結び付くのが理解できなかったという趣旨もあるのではないか。したがって、公判開始前に、裁判員に対して、本件の争点はここであり、検察官と弁護人が争っているポイントはこの点なのだ、と示しておけば、弁護人の主張立証が分かりにくいという意見も減少すると思われる。

(小野委員)

今田委員の御指摘のとおり、争点を明確化するため、弁護人が、冒頭陳述の中で、裁判員に対して弁護方針を的確にアピールすることが重要であるところ、具体的な事件においては、そのようなアピールが不十分な事例もなお見られるので、その点は課題である。

(酒巻委員)

冒頭陳述において、まず、検察官が事件のポイントを簡潔に明示し、これをふまえて弁護人がかみ合った主張を行えば、争点は明確になり、裁判員にとって審理がより分かりやすいものになるだろう。したがって、公判前整理手続において争点を整理した結果に基づき、まずは検察官が冒頭陳述で証明すべき事実を簡潔に明示することが重要であり、詳細すぎる冒頭陳述は、裁判員にポイントが分からなくなってしまうという意味でも適当でない。

このような観点から、資料3の8頁の上から2つめにある、当初は弁護人が検察官の立証を崩せばよい立場にあることが分からず、弁護活動が不十分ではないかと思ったとの意見を見ると、冒頭陳述の段階で、検察官が証明予定事実と争点を簡潔に明示し、弁護人がこれにかみ合った主張を行ってれば、裁判員も弁護人の活動の意味をより良く理解でき、審理がより分かりやすいものになっていたのではなかろうか。必ずしも弁護側だけに問題がある



わけではないだろう。

(榊井委員)

資料3の7頁の上から4つめの意見に、パワーポイント等を使用してビジュアル的に工夫したところで、何を言いたいのか分からないこともある、主張の内容自体が重要であるとの指摘があるが、正にそのとおりである。このような意見を今後の運用に生かしてほしい。さらに、検察官の冒頭陳述では、事実の主張とそれを支える証拠の内容とを区別することが望ましい。

(岩橋委員)

刑事訴訟法に明確に規定されているとおり、冒頭陳述では証拠により証明すべき事実を述べる必要がある。したがって、証拠の評価等は、本来論告で述べるべきであり、冒頭陳述においてこれらを主張することは相当ではなく、論告の先取りのような冒頭陳述であってはならない。立証責任を負う検察官としては、このような冒頭陳述の機能を踏まえつつ、事件の全体像と争点をきちんと裁判員に提示する必要がある。

(椎橋座長)

裁判員経験者の意見を見ると、法曹三者による主張・立証の工夫が実際の訴訟に反映されつつあるように思われるが、更なる改善を求める声も見受けられる。裁判員経験者の意見を参考にして、より一層分かりやすい審理の実現に努めていただきたい。

【評議・判決言渡しについての感想・意見等及び「その他（期日指定の在り方及び守秘義務）」について】

(内田委員)

評議の実態は外部からは知ることができないので、評議に関する裁判員経験者の発言は興味深い。評議に対する評価は全般的に高く、評議は順調に行われているといえよう。

(椎橋座長)

裁判員経験者の発言を読むと、話しにくかったという意見は見当たらず、評議が裁判員と裁判官との協働作業で行われていることがよく理解できる。

(三好オブザーバー)

評議においては、裁判員が自己の意見をきちんと発言できることが何よりも重要であるから、裁判所としても、そのための様々な配慮を行っている。

(椎橋座長)

少し気になったのは、誘導尋問であるとの異議が申し立てられた場面において、手続の円滑な進行を考慮して疑問点を確認することができないまま手続が進んでしまった旨の発言である。このような場面を含め、評議の段階になって裁判員が審理の内容を十分理解していなかったことが判明することはないのか。

(三好オブザーバー)

そのような問題があった事例は承知していない。もっとも、今の意見のように、証人尋問において異議が申し立てられ、検察官と弁護人との間で先鋭的な対立が生じた場面では、裁判長が訴訟指揮権を適切に行使しつつ、その場で裁判員に十分な配慮を行うことが困難な場合もあるかもしれないが、そのような場合には、裁判員が訴訟手続の内容を把握できるよう、後の評議等において十分にフォローするよう努めていると思われる。

(龍岡委員)

事例としては少ないと思われるが、評議の過程で再尋問の必要性が生じた場合、裁判所はどのように対応するのか。

(三好オブザーバー)

被告人の場合は比較的問題が少ないと思われるが、証人の場合、職務従事予定期間が延びるなどの問題はある。しかし、真に再尋問が必要ならば、職務従事予定期間を少々延ばしてでも実施すべきであろう。

(龍岡委員)

今後、複雑困難事件が増えてくると、相当な準備を行っても、再尋問が必要な事例も出てくるであろう。そのような場合に、いかに対応するのが重要だろう。

(植村刑事局長)

証人尋問における実務上の工夫として、罪体が深刻に争われる事案において、検察官による主尋問の後に休憩を入れ、裁判体の中で主尋問の内容を再確認した上で弁護人の反対尋問に臨み、弁護人の反対尋問後にも休憩を入れて反対尋問の内容を再確認し、その後、裁判所から補充質問を行うことがある。このような工夫を行えば、再尋問が必要になる場合は多くないものと思われる。もっとも、そのような工夫を行ってもなお必要性がある場合には、再尋問を実施することもあるだろう。

(榊井委員)

評議は十分な時間をとって、良い雰囲気で行われているようであるが、資料3の12頁の「量刑について最終的に裁判官の考えている落としどころに引っ張られている感覚があった。」という意見はやや気になる。過去の量刑傾向の示し方等、実際の量刑評議はどのように行われているのか。

(三好オブザーバー)

量刑評議で過去の量刑傾向を示す際には、裁判員等に対し、裁判官による裁判における量刑傾向を参考として示すものにすぎず、これに従っていただく必要はない旨の注意喚起を行っている。裁判所としては、「落としどころ」を設けず、裁判員による自由な議論を促すように努めているが、なお御指摘のような意見があることを踏まえ、一層工夫していきたい。

(榊井委員)

過去の量刑傾向は、量刑評議のどの段階で示されるのか。

(三好オブザーバー)

事件ごとに異なるので、一概にはいえない。

(植村刑事局長)

量刑評議において、検察官及び弁護人が主張した量刑要素を整理する中で、裁判員の方から議論の手がかりとして従来裁判における量刑傾向を尋ねられ、それを契機として、あくまで参考という留保を付した上で、早い段階で過去の量刑傾向を示す場合が多いのではないかと。

(酒巻委員)

裁判員裁判であっても刑の量定が全く自由自在に行えるわけではなく、結果の重大性等の重要な基本的量刑要素によって刑罰の大枠が定まり、その上で、他の要素をも考慮して具体的な量刑が決まることになる。そのようなすべての刑事裁判に共通する量刑判断のプロセスを裁判官が専門的知見を踏まえて裁判員に説明することは何ら問題がないはずである。過去の量刑傾向は、同種事件との刑罰の公平性もふまえて、具体的事件で量刑を決定する際に参考とされるものの1つにすぎない。以上のような刑の量定のプロセスをふまえると、裁判員裁判における量刑が、裁判官による裁判の場合とさほど大きく変わらないのは、むしろ量刑要素の健全な考慮が行われている結果といえるのではないかと。

(内田委員)

裁判員経験者の発言を読むと、過去の量刑傾向は、裁判官から、その意義を説明した上で裁判員に示されており、多くの裁判員は過去の量刑傾向にとらわれることなく、事件の内容をふまえ、裁判員各自が量刑を判断して結論を出していることがうかがえる。

(三好オズバー)

量刑評議においては、まず冒頭で、量刑を考えるに当たってどういう要素を考えるのか、具体的には、行為の責任に見合った量刑を考えなければならないという刑法の基本的な考え方について、説明を行っている。それを踏まえて、各事件における具体的な量刑を評議することになるが、過去の量刑傾向

向は、事案の内容や評議での議論状況に応じて、適宜のタイミングで裁判員に対して示していると思われる。

【裁判員裁判に参加しての全般的な感想・印象及びこれから裁判員となられる方へのメッセージについて】

(酒巻委員)

資料3の3頁に、裁判長から「みんなで受け止めましょう」という言葉をいただいた、という発言があるが、裁判員の精神的負担に対する配慮について、どのような工夫がなされているか、詳しく紹介していただきたい。

(植村刑事局長)

裁判員裁判では、裁判員に一定の心理的負担を掛けることは避けられないが、裁判所としては、裁判員に不必要に精神的負担を掛けることがないように、十分な配慮を行う必要があると考えており、そのための方策として、まず、裁判手続の中で、裁判員にいたずらに心理的負担を掛けないよう工夫している。具体的には、遺体の写真等については、公判前整理手続の中で、事実認定や量刑判断に真に必要なものに限定することはもとより、必要な場合でも、カラー写真を白黒写真にして取り調べるなどの工夫もしている。また、凶器による傷口の形成方法が問題となる場合には、写真ではなくCGを使用するなどの工夫もしている。

次に、深刻に争われた事件における有罪・無罪の判断や、重い量刑の判断も、裁判員の心理的負担になり得るが、裁判員制度が6人の裁判員と3人の裁判官の合計9人が十分な意見交換を行い議論を尽くして結論を出す制度であることを繰り返し伝え、心理面での負担軽減を図るとともに、出された結論は9人が議論を尽くして到達したものであり、結論の重さを一人で引き受けるような性質のものではないことを、評議を通じて、実感を持って理解いただけるよう努めている。

また、裁判官は、審理中はもとより、休憩時間、昼食時間、更に評議の間

や判決終了後においても、裁判員等の様子を拝見し、体調に変化がないか見守っている。また、開廷中であっても、裁判員等の様子に変わった点があれば、休廷して対応している。

さらに、判決の言渡し後、裁判長から、「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」（以下「サポート窓口」という。）について説明するほか、相談したいことがあれば、担当部や裁判員係に、気軽に、遠慮なく連絡いただくよう説明している。また、同じ事件を担当した裁判員同士で連絡先を交換し、接触を続けている方もいることなどを、押しつけにならないよう配慮しながら伝えている裁判所も多い。

かつて、裁判員経験者から、裁判所に対し、「一緒に事件を担当した裁判員の方と連絡を取りたいので、連絡先を教えてください」という電話が入ったのに対し、裁判所が個人情報保護の観点からこれを断った、という報道がされた。しかし、それぞれの方の同意があれば、問題はないので、そのような依頼を受けた裁判所としては、一緒に事件を担当した裁判員の方に連絡し、その了解が得られれば、要望に応じることが可能であると考えられるので、今では各庁ともそのような対応をしていると思う。

なお、追加資料1は、東京地裁で配付している「連絡カード」である。東京地裁の各刑事部では、裁判員等に対し、選任後に追加資料1を配付し、体調面での不安等、裁判所に何か連絡したい場合には、24時間いつでも連絡していただける体制を整えている。このような連絡カードは、各庁でも使用されているようである。

（酒巻委員）

サポート窓口についてふれられたが、同じく資料3の3頁に、メンタルヘルスに関しても紹介していただき安心した、という発言もあるので、具体的に説明してほしい。

（植村刑事局長）

先ほど紹介した方策により、裁判員の精神的負担は相当程度軽減されるのではないかと考えているが、それでもなお、精神面でのアフターケアが必要となる場合に備えて、裁判所では、メンタルヘルスケアの専門知識を有する民間業者に委託し、サポート窓口を設けている。

メンタルサポートの流れについては、追加資料2のとおりであり、サポート窓口の説明のため、選任後、裁判員及び補充裁判員に対して交付している利用案内書は、追加資料3及び4のとおりである。

詳細は、追加資料2ないし4を御覧いただきたいが、サポート窓口は、裁判員・補充裁判員又はそのいずれかであった方を対象とし、選任当日から電話相談やインターネットによるWEB相談を利用することができるようになり、利用期間に期限はない。

まず、電話相談については、窓口で、看護職のオペレーターが、相談内容が健康相談とメンタルヘルス相談のいずれに当たるかを確認する。健康相談は、年中無休・24時間受け付けており、利用回数に制限はなく、電話料・相談料も無料であり、窓口で受け付けた看護職がそのまま対応するか、他の看護師や保健師、必要に応じて医師が対応し、裁判員等の希望により、医療機関を案内することもある。また、メンタルヘルス相談は、臨床心理士等が電話によるカウンセリングを行うものであり、平日は午前9時から午後9時まで、土曜日は午前10時から午後6時までとなっているが、こちらも利用回数に制限はなく、電話料・相談料も無料である。本人の希望や症状により、直営相談室のほか、全国47都道府県・約160か所の提携機関で、5回まで無料で、臨床心理士等の面接によるカウンセリングを受けることもできる。

次に、WEB相談についても、年中無休・24時間受け付けており、相談内容が送信されると、臨床心理士等が3営業日以内に電子メールで返答するので、聴覚に障害をお持ちの方でも、メンタルヘルスサポートを受けられる。

(酒巻委員)

刑事裁判への国民参加制度を有する諸外国の例を見ると、刑事裁判に参加した市民が精神的不調を来した場合に備えて、臨床心理の専門家によるメンタルヘルスケア制度を設けている国は少ないようである。陪審制を採るアメリカでは、ごく一部の法域において、専門機関に委託して、評決後に、陪審員に対して集団又は個別でカウンセリングを提供することは行われているが、陪審制の母国であるイギリスでは、そのような制度は設けられていない。参審制を採るフランスやドイツでも、参審員のための特別のメンタルヘルスケア制度は見当たらない。我が国のように手厚いメンタルヘルスサポートが行われている国は珍しく、立派なことだと思う。裁判員が裁判官と一緒に審理・評議を行うものの、その職務が1回限りである我が国の裁判員制度では、裁判員等の心理的負担を軽減するため、裁判員裁判が、裁判員と裁判官の協働作業であることをきちんと説明し、裁判員が責任を一人で抱え込まないようにすることが大切である。裁判員の心理的負担について手厚い配慮があれば望ましいのは当然であるが、サポート窓口は、裁判員制度の独自性を十分に踏まえた、有益なものと評価できる。

なお、追加資料のうち、裁判員等に実際に配付されるのは、1、3及び4とのことであるが、追加資料2は、メンタルヘルスサポートの流れが分かりやすく記載されているが、広報等で利用することは検討しないのか。

(内田委員)

私もメンタルヘルスのサポート体制が充実していることに感銘を受けた。もっとも、この点の広報を行いすぎると、裁判員制度が大変な心理的負担を伴うものであるかのような誤解が生じ、今後裁判員になる方がプレッシャーを感じることにもなりかねないから、広報は今の程度でよいのではないか。

また、メンタルヘルスサポートが充実していることは大いに結構であるが、同じ事件を担当した裁判員同士で連絡を取り合うことも、精神的負担を軽減するために有効な手段であろうし、さらに、企業において裁判員裁判のため



の有給制度の創設を拡充するなど、裁判員制度をサポートするための体制が社会全体の中でより一層充実することを期待したい。

(椎橋座長)

特に選任から判決まで長期間を要する事件では、裁判所の配慮だけでなく、勤務先の十分な理解も必要となるだろう。

(榊井委員)

死刑事件等の重大事件における裁判員等の心のケアの必要性がしばしば指摘されるが、本当の意味で裁判員経験者の心を癒すことができるのは、同じ事件を担当し、苦労を共にした裁判員同士のコミュニケーションではないだろうか。したがって、同じ事件を担当した裁判員が連絡を取り合えることが重要であり、裁判所におけるメンタルヘルスサポートは、事務局から先ほど説明された程度で十分ではないか。

(龍岡委員)

内田委員の発言と関連して、裁判員制度施行以前は、企業への支援協力を積極的に行っていたが、このような取組は、裁判員制度施行後も継続して行うことが望まれる。

(山崎事務総長)

多くの大企業は、裁判員制度への支援態勢の整備に協力的であるが、中小企業における支援態勢の整備は、実際問題としてなかなか難しい面もあるようだ。裁判所としても可能な限り取り組んでいきたいが、裁判員制度が社会に浸透していくとともに、企業における有給休暇制度等の支援態勢の必要性について、中小企業も含めた社会の認識が深まっていくことを期待したい。

## 5 今後の予定について

委員の意見を踏まえ、次回の懇談会は本年4月から5月頃に開催することとし、具体的な日程については追って調整することとされた。

(以上)

《刑事第〇部》連絡カード

連絡先: **03-XXXX-XXXX** (ダイヤルイン)  
評議室から担当部への御連絡は、内線XXXX

第〇評議室 (△△階)  
<南側エレベーターをご利用ください。>

第〇〇〇号法廷 (×階)

担当部に連絡が付かない場合や  
従事期間終了後の連絡は、裁判員係(×階)へ

平日 午前8時30分から午後5時30分までは、

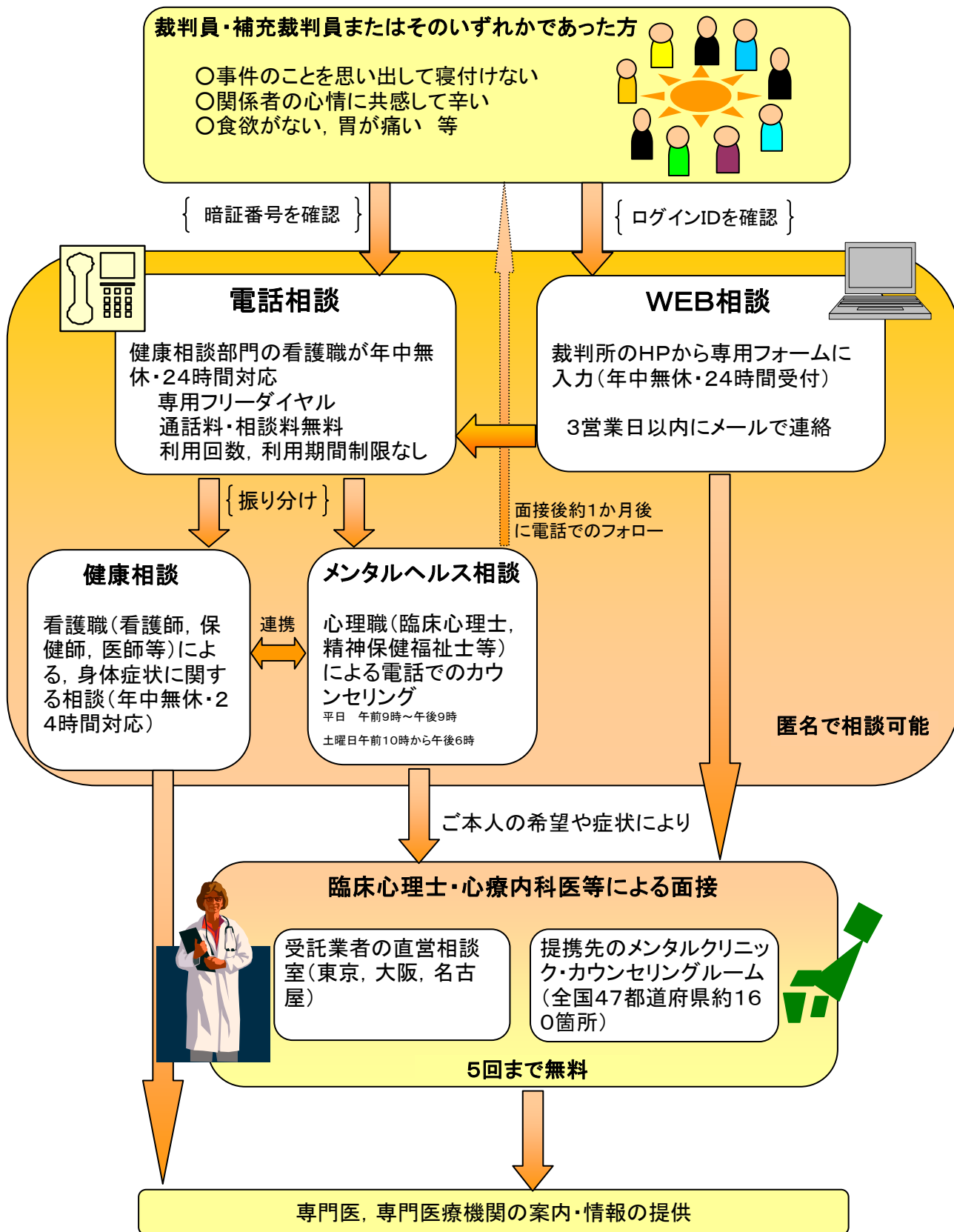
**03-XXXX-XXXX** (ダイヤルイン)

夜間・休日は、

**03-XXXX-XXXX** (ダイヤルイン)

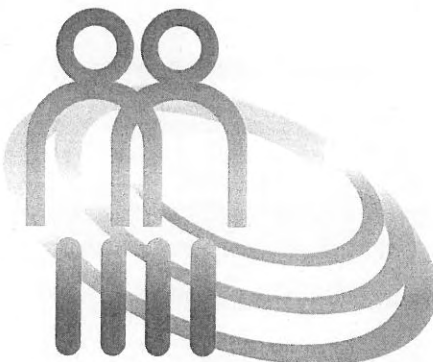
ファクシミリ **03-XXXX-XXXX**

## ＜裁判員メンタルヘルスサポート窓口＞ (平成22年度)





## 裁判員メンタルヘルスサポート窓口



電話・WEB・面接による  
カウンセリング／メンタルヘルス相談  
健康全般の相談と情報提供

困ったとき、悩んでいるとき、不安を感じたとき、  
経験豊かで有資格スタッフがあたたくサポートします。  
こころとからだの健康についてお電話をお受けします。  
電話やWEBでの相談のほか面接相談も受けられます。

**電話料も相談料も無料 年中無休・24時間受付**

ご利用にあたっては暗証番号の確認が求められます



# 0120-

- 携帯・PHSからもご利用いただけます
- 暗証番号は                      です
- メンタルヘルスに関する面接相談は5回まで無料です

※健康相談・カウンセリングについてはWEBからもご利用いただけます。  
下記URLにアクセスし、「裁判員メンタルヘルスサポート窓口」の  
リンク先へ進み、ログインIDを入力してご利用ください。

<http://www.saibanin.courts.go.jp/links.html>

ログインID：

ご相談者の  
プライバシーは  
守ります。

- この相談は外部の専門機関（保健同人社）に委託して開設しています。
- ご相談の内容がほかに知られることは絶対にありません。安心してご利用ください。
- ご相談いただいた個人情報については、この相談の目的のみに使用します。外部にもれることはございません。



# ひとりで悩まず、ご相談ください。

## ■相談方法■



フリーダイヤルに電話してください。



### ●電話健康相談の場合

経験豊かな保健師、看護師、栄養士、ソーシャルワーカーなど有資格の専門スタッフが、ご相談の内容に応じて懇切丁寧におこたえします。

### ●メンタルヘルスについてのご相談の場合 臨床心理士の電話によるアドバイス

面接の必要や希望が  
ある

メンタルヘルスカウンセリング  
3カ所の直営相談室で面接を実施。  
または全国約160カ所の提携機関  
(メンタルクリニック・カウンセリ  
ングルーム)へご紹介いたします。

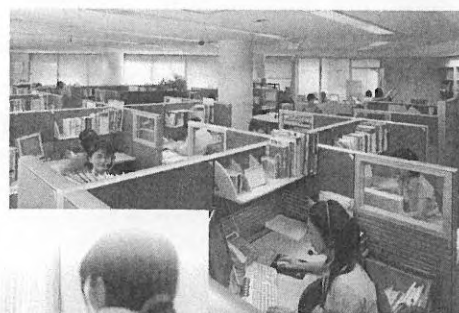
面接の必要や希望が  
なし

電話によるご相談  
電話でご相談をお受けし  
ます。また必要な専門機  
関をご案内するなどの情  
報提供を行います。

## ■カウンセリングスタッフ■

- 看護職 0:00~24:00
- 臨床心理士 平日 9:00~21:00  
土曜日10:00~18:00

すべての相談の一時受付は「健康相談部門」が担当します。相談内容を確認したうえで、メンタルヘルスに関する相談の場合、臨床心理士不在時は、相談時間を改めてご連絡いたします。



## ■対象■

裁判員・補充裁判員またはそのいずれかであった方

## ■どのような相談ができるのですか？■

精神的・肉体的な不調や気になる症状に関する相談をお受けします。  
事件のことを思い出して、寝付けない、悪夢を見る、食欲がない、胃が痛む、動悸がするといった症状があった場合、関係者の心情に同調してしまって辛いといった場合には、電話相談窓口にご相談ください。